

福島復興再生特別措置法案について

1. 趣旨

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進
- ・福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として福島復興再生基本方針を策定し、それに基づき特別の措置を実施
- ・国と福島との協議の場として原子力災害からの福島復興再生協議会を規定

2. 特別な措置の概要等

- (1) 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
 - ・国による公共施設の工事（道路、河川等）や公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
 - ・課税の特例（避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例）
 - ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保
- (2) 放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置
 - ・健康管理調査、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など
- (3) 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
 - ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
 - ・東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等
 - ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など
- (4) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進
 - ・再生可能エネルギー源の利用、高度な医療の提供等に関する研究開発拠点の整備などの研究開発推進、企業立地促進など新たな産業の創出等の取組を重点的に推進するための措置
- (5) その他
 - ・新たな規制の特例措置等に関する提案等
 - ・福島の復興及び再生状況等に応じ、この法律の規定を見直し

3. 閣議決定日

2月10日（予算関連）

福島復興再生特別措置法案の構成

第一章 総則（第1条～第4条）	
目的、基本理念、国の責務等	
第二章 福島復興再生基本方針（第5条・第6条）	
福島復興再生基本方針の策定等、福島県知事の提案	
第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置（第7条～第23条）	
第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第7条～第15条）	
避難解除等区域復興再生計画（第7条） 国による公共施設の工事（道路、河川等）（第8条～第14条）、生活環境整備事業（第15条）	
第二節 課税の特例（第16条・第17条）	
避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例	
第三節 公営住宅法の特例等（第18条～第23条）	
公営住宅への入居資格の特例等	
第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第24条～第35条）	
健康管理調査（第24条～第26条）、農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援（第28条）、除染等の措置等の迅速な実施等（第29条）、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置（第30条）、放射線の人体への影響等に関国民の理解の増進、教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策、その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第32条～第35条）	
第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置（第36条～第55条）	
第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第36条～第48条）	
産業復興再生計画の認定、東日本大震災復興特別区域法の準用（第36条～第37条） 規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）（第38条～第48条）	
第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第49条・第50条）	
東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等	
第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第51条～第55条）	
農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興等	
第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第56条～第61条）	
重点推進計画の認定、東日本大震災復興特別区域法の準用（第56条～第57条） （独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡（第58条）、研究開発の推進、企業の立地の促進等のための施策等（第59条～第61条）	
第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第62条）	
第八章 雑則（第63条～第67条）	
この法律に基づく措置の費用負担（第63条）等	
附則（第1条～第22条）	
施行期日（第1条）、検討（第2条）、住民基本台帳法の一部改正（第9条）等	

福島復興再生特別措置法案の条文構成

第一章 総則（第1条～第4条）	
	第1条(目的)
	第2条(基本理念)
	第3条(国の責務)
	第4条(定義)
第二章 福島復興再生基本方針(第5条・第6条)	
	第5条(福島復興再生基本方針の策定等)
	第6条(福島県知事の提案)
第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置(第7条～第23条)	
第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第7条～第15条)	
	第7条(避難解除等区域復興再生計画)
	第8条(土地改良法等の特例)
	第9条(砂防法の特例)
	第10条(港湾法の特例)
	第11条(道路法の特例)
	第12条(海岸法の特例)
	第13条(河川法の特例)
	第14条(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例)
第15条(生活環境整備事業)	
第二節 課税の特例(第16条・第17条)	
	第16条
	第17条
第三節 公営住宅法の特例等(第18条～第23条)	
	第18条(公営住宅に係る国の補助の特例)
	第19条(公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例)
	第20条(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)
	第21条(独立行政法人都市再生機構法の特例)
	第22条(独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資)
	第23条(居住安定協議会)
第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置(第24条～第35条)	
	第24条(健康管理調査の実施)
	第25条(特定健康診査等に関する記録の提供)
	第26条(健康管理調査の実施に関し必要な措置)
	第27条(健康増進等を図るための施策の支援)
	第28条(農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援)
	第29条(除染等の措置等の迅速な実施等)
	第30条(児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置)
	第31条(放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等)
	第32条(国民の理解の増進)
	第33条(教育を受ける機会の確保のための施策)
	第34条(医療及び福祉サービスの確保のための施策)

	第35条(その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置)
第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置(第36条～第55条)	
第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置(第36条～第48条)	
	第36条(産業復興再生計画の認定)
	第37条(東日本大震災復興特別区域法の準用)
	第38条(通訳案内士法の特例)
	第39条(商標法の特例)
	第40条(種苗法の特例)
	第41条(地熱資源開発事業)
	第42条(地熱資源開発計画)
	第43条(地域森林計画の変更等に関する特例)
	第44条(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)
	第45条
	第46条(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)
	第47条(政令等で規定された規制の特例措置)
	第48条(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)
第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例(第49条・第50条)	
	第49条
	第50条
第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等(第51条～第55条)	
	第51条(農林水産業の復興及び再生のための施策)
	第52条(中小企業の復興及び再生のための施策)
	第53条(職業指導等の措置)
	第54条(観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策)
	第55条(その他の産業の復興及び再生のための措置)
第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進(第56条～第61条)	
	第56条(重点推進計画の認定)
	第57条(東日本大震災復興特別区域法の準用)
	第58条(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)
	第59条(研究開発の推進等のための施策)
	第60条(企業の立地の促進等のための施策)
	第61条(その他の新たな産業の創出等のための措置)
第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会(第62条)	
	第62条
第八章 雑則(第63条～第67条)	
	第63条(この法律に基づく措置の費用負担)
	第64条(主務省令)
	第65条(権限の委任)
	第66条(命令への委任)
	第67条(経過措置)
附則(第1条～第22条)	
	第1条(施行期日)
	第2条(検討)
	第3条(訓令又は通達に関する措置)
	第4条(通訳案内士法の一部改正)

	第5条(土地収用法の一部改正)
	第6条(印紙税法の一部改正)
	第7条(登録免許税法の一部改正)
	第8条(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)
	第9条(住民基本台帳法の一部改正)
	第10条(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)
	第11条(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)
	第12条(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)
	第13条(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)
	第14条(特別会計に関する法律の一部改正)
	第15条(総合特別区域法の一部改正)
	第16条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
	第17条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)
	第18条(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
	第19条(国土交通省設置法の一部改正)
	第20条(復興庁設置法の一部改正)
	第21条
	第22条(政令への委任)